呉広域商工会加入に際してのお知らせ

1. 加入

理事会の承諾を得て、所定の加入金及び会費を納めた時に商工会の会員となります。

	個 人	法人	特別会員				
加入金	5,000円						
会 費	8,000円	20,000円	20,000円				

- ※ 商工会の事業年度は、4月1日~3月31日です。
- ※ 徴収時期は、7 月末(年間 1 回)です。7 月に振替ができなかった場合、1 O 月末に再度 振替を行います。
- ※ 会費の払込方法は、原則として自動振替とさせていただきます。ただし初回会費のみ現金納入と致します。
- ※ 年度中途の加入は承諾日に応じて四半期割で計算して請求致します(特別会員は除く)。
- ※ 加入申込者が反社会的勢力に属する等、当会が加入を拒む正当な理由がある場合には、加入 をお断りします。

また、加入後に反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、下記 2. (3)の除名手続きを取らせていただきます。

2. 脱退

以下の場合は、脱退となります。なお、脱退時は年度中途の会費払い戻しはありません。

- (1)会員たる資格を喪失した場合※1
- (2) 死亡し、又は解散した場合
- (3) 除名された場合 ※2
- (4)任意で脱退する場合 ※3
- ※1…個人事業を廃業、営業所等が地区外へ移転等した場合
- ※2…次のいずれかに該当する場合
 - ① 2年以上にわたって会費の納入その他会員たる義務を怠った場合
 - ② 商工会の体面を傷つけ、又は商工会の目的遂行に反する行為を行った場合
 - ③ 反社会的勢力であると判明した場合又は反社会的勢力であるとの疑いが生じた場合
- ※3…商工会法第 1 9 条の規定により任意で脱退する場合は、<u>事業年度の終わりの 6 0 日前 (1 月 3 0 日)までに、脱退を予告してください</u>。それ以降の申し出の場合、翌年度の 会費も請求させていただきます。

3. 届出

次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を商工会へ届け出てください。

- (1)個人たる会員で、氏名もしくは事業所名称又は住所に変更があったとき
- (2) 法人たる会員で、その代表者の氏名又は住所に変更があったとき
- (3)事業の廃止、地区内において有する営業所、事業所、工場又は事業場の閉鎖、その 他会員たる資格を喪失したとき
- (4) その他、届け出事項に変更があったとき

【お問い合わせ先】							
具広域商工会 本所 0823-70-5660							
	0823-52-2281		0823-53-0030	口川尻支所	0823-87-2139		
口安浦支所	0823-84-5800	口蒲刈支所	0823-66-1055	口豊支所	0823-66-2020		